

N関労東京第15-6号
2015年10月13日

株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー
代表取締役社長 藤本 秀雄 殿

東日本NTT関連合同労働組合
東京支部委員長 奥園 和泉

秋闘一次要求書

私たちは下記のとおり切実な要求を掲げました。10月23日までに文書にて誠意な回答を求めます。

記

- 1、現行水準の年末特別手当に加え生活維持・向上分として60歳超え契約社員などの非正規を含む全ての社員に対して一律100,000円の増額を行うこと。
- 2、ME社採用社員の賃金、および労働条件を、現行のNTT東日本会社に準拠すること。
- 3、60歳超え契約社員の労働条件等について
 - (1) 会社の創立記念日の半日代休は、60歳超え契約社員等を含め全社員に付与すること。
 - (2) 週休変更手当や外勤手当をはじめとて、食事補助や夏休み休暇等について、時給制社員についても月給制社員と同等に付与すること。
 - (3) フルタイムの賃金をすべて月給制にすること。また、週4日勤務、週3日勤務については、それぞれ月給制の5分の4、5分の3の金額とすること。
 - (4) 「年金特別措置」と「年金特別措置加算」を大幅に増額した上で、60歳超え契約社員全員に年金が出ない空白期間は支給すること。
 - (5) 就業規則の「年次休暇の日数」の項について、長期の私傷病等についても出勤したものとみなすこと。
 - (6) 各種休暇や福利厚生制度を社員と同等・同額にすること。
 - (7) 団体交渉参加など勤務時間内の組合活動の扱いについて、社員就業規同様に契約社員就業規則に明記すること。
- 4、60歳超え契約社員の時間賃金の見直しについて
 - (1) 今年3月の団体交渉において、当労組の試算結果によると60歳超え契約社員の時間賃金の見直しにより年収で数千円の減となるとの指摘に対して会社側は、①60歳超え契約社員の時間賃金の見直しに伴い、仮に1万円年収が減ったとしても公的給付で埋め合わせられるから総合的な所得は変わらない。②会社としても65歳まで働き続ける前提で試算をしたが、組合側の指摘を受けて、あらためて精査し確認するとの話があった。しかし、半年が経過するも精査・試算した結果の連絡がないのは極めて遺憾である。同賃金は見直し前後で年収がどのようになるか明らかにすること。

- (2) 当労組で、あらためて65歳まで試算した結果は、3～4頁の別紙の表1と表2のとおりであり、その試算方法の具体例を表3に示す。特に表1のいわゆる「無年金世代」においては最大約3万4千円の年収減、3年間では10万円強の減収となる。
- (3) 別紙の試算結果が概ね正しいとするなら「月例賃金と特別手当の年間合計額を維持」したとする会社提案は偽りであり、とても許容することはできない。よって、ただちに見直し前の年収額となるように訂正するとともに、正社員と同様に賃上げをはじめとした労働条件等の改善を行うこと。

5、マイナンバー制度について

会社提示資料の「マイナンバー制度の取り組み」の6頁において、休職者等の社内端末から申請できない社員についての関係資料の郵送費用は会社負担とすること。

6、ネットワークサービス事業本部における新たな業務運営体制の構築について

- (1) 会社提示資料3頁から4頁の、17県等域毎に事業所内に新設する自前工事等現地確認業務を実施する業務の、東京や茨城をはじめとする各県ごとの総人員数を明らかにすること。
- (2) 会社提示資料4頁では、「各拠点については別途明らかにする」としているが、すみやかに、そして誠実に組合側に説明し、労資交渉が妥結するまでは決して一方的に実施しないこと。

以上

別紙：60歳超え契約社員の時間賃金の見直しに関する試算

**表1：今年度以降あらたに雇用される60歳超え
契約社員の時間賃金見直しによる年収減額**

勤務形態	1級加算	2級加算	3級加算	非加算
フルタイム	28,049	21,170	12,470	7,414
週4日勤務	34,065	29,925	27,248	5,558
週3日勤務	30,611	26,460	23,389	6,278

(注)週4日勤務は水曜休みで試算 (単位:円)
週3日勤務は水曜と金曜休みで試算

**表2：今年度62歳以上の60歳超え契約社員の
時間賃金見直しによる年収減額**

東京(1級加算)地域の試算

東京(1級加算)地域	フルタイム	週4日勤務	週3日勤務
2015年度62歳以上	6,554	20,039	15,401
2016年度63歳以上	7,904	20,601	16,160
2017年度64歳以上	10,010	21,780	17,381
2018年度65歳以上	11,234	23,501	19,009

神奈川県(2級加算)地域の試算

神奈川(2級加算)地域	フルタイム	週4日勤務	週3日勤務
2015年度62歳以上	5,126	18,930	14,585
2016年度63歳以上	6,129	19,239	15,155
2017年度64歳以上	7,763	21,263	17,010
2018年度65歳以上	9,932	21,333	17,400

埼玉県 千葉県(3級加算)地域の試算

埼玉、千葉 地域	フルタイム	週4日勤務	週3日勤務
2015年度62歳以上	1,874	19,283	14,850
2016年度63歳以上	2,531	19,340	15,231
2017年度64歳以上	3,692	21,011	16,821
2018年度65歳以上	5,263	21,849	17,788

茨城県など(非加算)地域の試算

茨城県など地域	フルタイム	週4日勤務	週3日勤務
2015年度62歳以上	2,268	939	1,295
2016年度63歳以上	2,579	1,891	2,346
2017年度64歳以上	4,779	3,209	3,672
2018年度65歳以上	5,783	3,594	4,298

(注)週4日勤務は水曜休みで試算 (単位:円)
週3日勤務は水曜と金曜休みで試算

表3：東京・週4日勤務、時間賃金見直しで年間 34,065円減

60歳超え契約社員 東京・週4日(水曜休み)旧賃金制度の年収

年収（円）	年間基本賃金+年間特別手当			1,913,895
	基本賃金	水準調整	勤務時間	年間勤務日数
基本賃金	875	13	7.5	195
年間基本賃金	$(875+13) \times 7.5 \times 195 = 1,298,700$			
	基本賃金	勤務時間	1月の勤務日数	支給月数
特別手当	875	7.5	$21 \times 4/5$	5.58
年間特別手当	$875 \times 7.5 \times 21 \times 4/5 \times 5.58 = 615,195$			

60歳超え契約社員 東京・週4日(水曜休み)新賃金制度の年収

年収（円）	年間基本賃金+年間特別手当			1,879,830
	基本賃金	地域調整	勤務時間	年間勤務日数
基本賃金	1,000	188	7.5	195
年間基本賃金	$(1000+188) \times 7.5 \times 195 = 1,737,450$			
	基本賃金	勤務時間	1月の勤務日数	支給月数
特別手当	1,000	7.5	$21 \times 4/5$	1.13
年間特別手当	$1000 \times 7.5 \times 21 \times 4/5 \times 1.13 = 142,380$			